

議案第60号

狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

狭山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。